

(公 印 省 略)
令和 3 年 5 月 1 8 日

各学区自主防災会連合会長 様

安 佐 南 区 長
(市民部地域起こし推進課)

「災害対策基本法の改正等に伴う本市の対応」及び「土砂災害警戒情報の発表区域の変更」について (お知らせ)

日頃から、区行政の推進、とりわけ地域防災力の向上に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

早速ですが、令和3年5月20日に「災害対策基本法等の一部を改正する法律 (以下、「改正法」という。)」が、施行されます。これに伴う本市の対応は、別紙のとおりです。また、土砂災害警戒情報の発表区域が変更されることとなりましたので、お知らせします。

引き続き、避難場所の開設等に御協力くださいますよう、よろしく願いいたします。

担当：安佐南区役所 地域起こし推進課 奥村
(TEL:082-831-4926)

「改正法施行に伴う本市の対応」及び
「土砂災害警戒情報の発表区域の変更」について

1 改正法施行に伴う本市の対応について

(1) 避難情報の変更

発令される避難情報がそれぞれ以下のとおり変更となります。

- ア 警戒レベル3 「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」に変更
- イ 警戒レベル4 「避難勧告」及び「避難指示（緊急）」を「避難指示」に一本化
- ウ 警戒レベル5 「災害発生情報」を「緊急安全確保」に変更

(2) 指定緊急避難場所開設の時期

従前の「避難準備・高齢者等避難開始」が発令される気象条件で「高齢者等避難」が発令され、該当する学区内に拠点的な指定緊急避難場所が開設されます。

※ 今回の改正法施行による指定緊急避難場所開設のタイミングに変更はありません。

(3) その他

改正法施行に伴う内閣府及び広島県が作成したチラシを添付していますので、参考にしてください。

また、区報「あさみなみ」6月1日号において、区内の避難所や改正法等の記事を掲載する予定ですので、ご覧下さい。

2 土砂災害警戒情報の発表区域の変更について

令和3年6月3日から、大雨による土砂災害の危険性が高まった場合に発表される「土砂災害警戒情報」の発表区域が広島市全域から行政区ごとに変更されます。

詳しくは、チラシをご覧ください。

令和3年5月20日から

警戒レベル

4

ひなんしじ 避難指示で必ず避難

ひなんかんこく 避難勧告は廃止です

警戒レベル

新たな避難情報等

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	 災害発生 又は切迫 緊急安全確保 ※1	これまでの避難情報等 災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難!>~~~~		
4	 災害の おそれ高い <b>避難指示</b> ※2	•避難指示(緊急) •避難勧告
3	 災害の おそれあり <b>高齢者等避難</b> ※3	<b>避難準備・ 高齢者等避難開始</b>
2	 気象状況悪化 大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	 今後気象状況 悪化のおそれ 早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、

すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。

**警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待ってはいけません!**

避難勧告は廃止されます。

これからは、

**警戒レベル4避難指示で  
危険な場所から全員避難  
しましょう。**

避難に時間のかかる

高齢者や障害のある人は、

**警戒レベル3高齢者等避難で  
危険な場所から避難  
しましょう。**

内閣府(防災担当)・消防庁





ひなん  
「避難」って  
何すれば  
いいの？

小中学校や公民館に行くことだけ  
が避難ではありません。  
「避難」とは「難」を「避」けること。  
下の4つの行動があります。



行政が指定した避難場所  
への立退き避難

自ら携行するもの

- ・マスク
- ・消毒液
- ・体温計
- ・スリッパ 等



安全な親戚・知人宅  
への立退き避難

普段から災害時に避難  
することを相談して  
おきましょう。

※ハザードマップで安全か  
どうかを確認しましょう。



普段から  
どう行動するか  
決めておき  
ましょう

安全なホテル・旅館  
への立退き避難

通常の宿泊料が必要  
です。事前に予約・  
確認しましょう。

※ハザードマップで安全か  
どうかを確認しましょう。



屋内安全確保

ハザードマップで以下の  
「3つの条件」を確認し  
自宅にいても大丈夫かを  
確認することが必要です。

想定最大浸水深

※土砂災害の危険がある  
区域では立退き避難が  
原則です。



「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない  
(入っていると…)



流速が速いため、  
木造家屋は倒壊する  
おそれがあります



地面が削られ家屋は  
建物ごと崩落する  
おそれがあります

② 浸水深より居室は高い

3・4階	5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

③ 水がひくまで我慢でき、  
水・食糧などの備えが十分  
(十分じゃないと…)

水、食糧、薬等の確保が困難になる  
ほか、電気、ガス、水道、トイレ等の  
使用ができなくなるおそれがあります



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や③水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。

豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊する場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分に確認して下さい。



# 土砂災害警戒情報の発表区域が変わります 広島市全域から行政区毎へ（令和3年6月運用開始）

土砂災害警戒情報とは、住民の自主避難の判断支援するため、大雨による土砂災害の危険性が高まった場合に広島地方気象台と広島県が共同で発表する防災気象情報（警戒レベル4相当情報）です。

警戒レベル相当情報	防災気象情報	発表機関
5	大雨特別警報(土砂災害)	気象庁等
4	土砂災害警戒情報	広島県 広島地方気象台
3	大雨警報	気象庁等
2	大雨注意報	気象庁等
1	早期注意情報	気象庁等

危険な場所から全員避難！



令和3年6月から土砂災害警戒情報の発表区域が広島市全域から行政区毎（8分割）へ変更されます。



例：広島市安佐南区に土砂災害警戒情報が発表された場合

## 居住地の危険度をリアルタイムで確認する方法

お住いの土砂災害の危険度は「広島市防災ポータル」、「広島県土砂災害危険度情報システム」、「NHKデータ放送」等で確認できます。



広島市防災ポータル



土砂災害危険度情報システム(スマホ版)

QRコード



NHKデータ放送



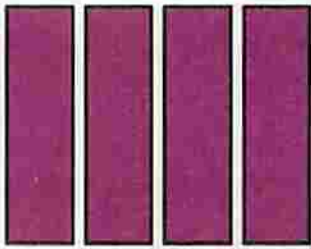
絶対覚えたい防災情報!

# 警戒レベル4で 全員避難!!

危険な  
場所から

警戒レベル

4

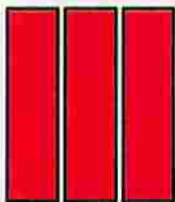


避難指示

安全な場所へ  
避難

警戒レベル

3

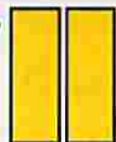


高齢者等避難

避難に時間か  
かる人は避難

警戒レベル

2



大雨・洪水高潮注意報  
(気象庁)

避難行動の確認

警戒レベル

1



早期注意情報  
(気象庁)

心構えを高める

「みんなで減災」推進大使

勝丸 恭子

法律改正で避難勧告は  
廃止されたんだ!





# 命を守る

# 避難のチェックポイント!

## ① ご自宅の災害リスクを確認しましょう!

次のQRコードを読み取って、チェックしましょう



ご自宅の住所を  
入れてみよう!

災害リスクがなかった人は、自宅で安全確保しましょう

## ② 避難先を 日頃から考えておきましょう!

避難場所にこだわらず、安全な場所にある親せきや知人宅など複数の避難先を決めて、チェックをしましょう

避難先は  
2つ以上



安全な親せき・知人宅



ホテル・旅館



学校・公民館 などの市町が指定する避難場所



## ③ あなたの避難が みんなの命を救う!

あなたが避難するタイミングにチェックしましょう

警戒レベル3で避難  警戒レベル4で避難

災害時に避難した多くの人が「まわりの人が避難したから」という理由で行動を起こしています

まずは  
あなたから

### 災害対策基本法改正の主な内容

避難に時間がかかる  
高齢者や障害のある人は  
警戒レベル3高齢者等避難で  
危険な場所から避難  
しましょう

避難勧告は廃止されました  
これからは  
警戒レベル4避難指示で  
危険な場所から全員避難  
しましょう

警戒レベル5は  
すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です  
警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待ってははいけません!

広島県危機管理監 みんなで減災推進課 ☎082-513-2781